

# 非公開オークション 出品受託条件

株式会社東西ニューアート（以下 甲という）の開催する非公開オークションに出品するにあたり、出品者（以下 乙という）は下記の1から11までの条項を了承の上、出品の申し込みを行う。

- 出品作品の引渡し  
出品作品は全て甲の指定場所で受け渡しを行うこととし、それにかかる輸送料及び保険料、消費税、関税等は乙の負担とする。
- 保険  
出品作品には、預かった時点より返却するまでの間、乙の責任において甲に対する求償権放棄付きの保険を掛けるものとする。  
万一の事故により発生した損害はこの保険によって補償される金額が全ての範囲となり、甲はいかなる場合であってもそれ以外の責任を負わないものとする。  
また、乙が自己の判断により保険を掛けずに作品を出品もしくは預け入れた場合には、乙が甲に対する損害の求償権を放棄したものとみなし、いかなる事故であっても甲は一切の責任を負わないものとする。
- 出品手数料  
落札価格の2%（消費税込み）の出品手数料を乙は甲に支払う。
- リザーブ価格  
乙は出品作品にリザーブ価格を設定することができるが、原則としてローエスティメーションが27万円未満の作品についてはリザーブ価格の設定はできないものとする。また、リザーブ価格を設定しない作品（成り行き品）は、競売人のスタート価格を最低売却価格とし、スタート価格は競売人の裁量とする。
- 出品作品リスト、オンラインカタログの掲載  
(1) 乙は甲に対し、出品作品の撮影、複製を無償にて許諾するものとする。また、乙は甲に対し、乙から提供された図版や複製物（甲が撮影、複製したものを含む）を甲の開催するオークションの出品作品リスト、オンラインカタログや宣伝広告等への掲載を無償にて許諾するものとし、この使用許諾は販売委託契約が解除された後も、なお有効に継続するものとする。甲は、乙の出品作品をオークションの出品作品リスト、オンラインカタログに掲載するにあたり、掲載場所、掲載の大きさ、掲載写真を独自の判断で編集、決定することができるものとし、乙はこれに対し異議を述べることはできないものとする。  
(2) 甲の判断により商習慣上必要と思われる著作権使用の許諾を要する出品作品について、乙は甲の判断に同意し、そのことにより生じる著作権使用料及びそれに付随する費用等実費を負担する。
- 販売代金の支払  
出品作品が落札され、かつ落札者から代金の入金があった場合（落札者の支払期限は競落日から7日以内とする）、甲は、落札価格（ハンマープライス）から第3項に定める手数料および諸経費を控除した金額を、落札者による代金の支払が規定の支払期日内にすべて完了し、かつその他に問題がないことを条件とし、当該支払日から2営業日以内に支払うものとする。一方で、落札者の債務不履行により落札期日を経過しても支払いが行われない場合には、乙は希望により作品の返還を求める事ができるが、甲はこれにより乙が被った損害に対する債務を一切負わないものとする。
- 諸経費（鑑定費用、著作権使用料、箱代等）  
(1) 甲の判断により所定鑑定機関による鑑定を要する出品作品については、甲は乙に代わり鑑定機関に鑑定を依頼することができる。そのことにより生じる鑑定費用及びそれに付随する費用等実費と以下の鑑定代行手数料が発生することを乙は承諾するものとする。  
鑑定結果がオークション開催日までに判明しない場合、次回オークションへの出品に見送る場合がある。
  - 日本国内の機関に依頼する場合：  
1点につき鑑定費用等実費と鑑定代行手数料（5千円（別途消費税）以上）
  - 海外の機関に依頼する場合：  
1点につき鑑定費用等実費と鑑定代行手数料（3万円（別途消費税）以上）  
(2) 香木（沈香、伽羅）を出品する場合、その鑑定、調査、品質検査費用として1点につき5千円（別途消費税）を乙は負担するものとする。  
(3) 甲の判断により商習慣上必要と思われる著作権使用の許諾を要する出品作品について、甲は乙に代わり著作権者或いはその代理機関に著作権使用の許諾を依頼することができる。そのことにより生じる著作権使用料及びそれに付随する費用等実費が発生することを乙は承諾ものとする。  
(4) その他、出品に際して必要とされる修復、クリーニング、オーバーホール等、甲は乙に代わり専門業者に依頼することができ、乙はその費用を負担するものとする。  
(5) 出品作品が保管・運搬等の使用に耐え得る箱に入っていない場合、甲が箱を製作し、乙はその費用を負担するものとする。
- 販売不成立  
(1) 入札が不落札に終わっても、オークション終了後3日間はアフターセール期間として甲はその作品の販売権を有する。  
(2) 乙は出品作品のうち甲の判断により出品が取り消しになった作品をその決定後より1ヶ月以内に、また、万一入札が不落札に終わった作品はオークション終了後1ヶ月以内に引き取るものとする。期日を経過しても引き取りがない場合、乙は1点につき5千円（別途消費税）/月の保管料を甲に支払い作品を引き取るものとする。尚、縦・横・高さの合計が2.5mを超えるものについては使用面積3.3平方メートルあたり4万円（別途消費税）/月の保管料を甲に支払い作品を引き取るものとする。  
また、オークション終了後300日を経過しても上記該当の出品作品の引き取りがない場合、乙に引き取り意志がないものとみなし、乙の同意を得ることなく甲は自己の裁量で競売或いは任意による方法でその作品を売却或いは廃棄処分することを乙は承諾したものとする。  
なお、販売価格は甲の自己の裁量で決定ものとする。  
売却にあたって甲は規定通りの売り手数料などの諸経費、有料倉庫の保管料等を売却価格から差し引き、余剰金がある場合は乙にその差額を支払うものとし、不足がある場合は乙にその差額を請求できるものとする。  
乙はこれに対して一切異議を申立てることはできない。
- オークションで販売が成立した後でも、甲がその販売が正当でないと判断した場合には、乙の同意を得ることなく、また理由の如何に関わらず、甲は販売を不成立とすることができる。

## 9. 反社会的勢力の排除

- 乙は、甲に対し、以下の事項を確約し、これに違反しないことを将来にわたって保証するものとします。

イ) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」）ではないこと。

ロ) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者、以下、本条において「役員」）、その他、経営に実質的に関与している者、株主及び本契約を代理、媒介する者その他の関係者が反社会的勢力でないこと。

ハ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

二) 本契約の履行及びその他の目的を達成するため、反社会的勢力を利用したり、関与させたりしないこと。

ホ) 自ら、又は役員、その他経営に実質的に関与している者、株主において、反社会的勢力に資金や便宜を供与するなどの関与をしていないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(2) 甲は、乙が以下の各号に該当していることが判明した場合には、催告することなくその乙との取引を停止、又は乙との契約を解約することができるものとします。この取引の停止又は契約の解約によって乙に損害等が生じた場合も、何ら責任を負わないものとする。

イ) 前項各号の表明保証に違反した場合。

ロ) 暴力的な要求行為や、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。

ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為があった場合。

二) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為のあった場合。

ホ) その他前各号に準ずる行為のあった場合。

## 10. その他

(1) オークションへの出品確定は、原則として出品申込書の契約によって決定されるが、リザーブ価格、及び出品条件を口頭、E-mail等で承認して出品を決定した場合においても、乙の都合による内容の変更及び出品の取り消しはできない。  
また、本出品申込書の発行日から10日以内に乙より出品申込書の返送がされない場合は、乙は出品を承諾したと見做し、以降、乙の都合による作品の出品の取り消しはできない。  
なお、オークション当日の作品持ち込みは受け付けられないものとする。

(2) 作品受付時に発行する預かり証に明記した記載事項はあくまで委託者の申告によるものであり、コンディション状態、作家名等も含め確定したものではないものとする。

(3) 万一出品作品が受付後たとえ売却成立後または作品代金清算後であっても、偽作或いは盗品・遺失物と判明した時にその原因により甲が損失を被った場合、その賠償責任は乙が負うものとする。

(4) 本オークションの出品申込に際し、甲は乙の個人情報および落札後の支払等に関する事柄に対して守秘義務を持ち、また乙は手数料率やリザーブ価格等の出品受託条件に対して守秘義務を有する。ただし、甲乙双方が了承した場合はこの限りではない。

(5) 乙は、リザーブ価格・出品手数料・成り行き品等の用語について、理解した上で出品する。

(6) 甲乙間における本件条項の解釈を含む甲乙間の契約関係は、日本法に準拠し、執行されるものとする。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の規定は、除外されるものとする。

(7) 甲乙は、本件条項に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを専断的に合意する。

11. 非公開オークションの概要は以下のとおりとし、乙は当該概要を十分に理解したうえで、非公開オークションに出品するものとする。

(1) 開催日  
本オークションの開催日は原則として奇数月の27日とする。但し、別途開催日を定める場合がある。

(2) 開催場所  
本オークションの開催場所は甲が指定し、会員に通知するものとする。

(3) 出品作品リスト  
出品作品の情報の詳細を記載したカタログはなく、代わりとして事前に出品が確定している作品については基本情報を記載した簡易的なリストを作成するものとする。  
尚、作品リストの掲載順は、必ずしも実際の競売順を示すものではないものとする。

(4) オンラインカタログ  
紙のカタログはなく、オンラインカタログのみの公開とする。  
オンラインカタログは東西ニューアートの公式ホームページに掲載するとともに、東西ニューアートの会員にメールマガジン等で案内するものとする。

(5) 下見会  
受託作品は原則として本オークション開催日の前2～3日間実施する下見会において展示する。  
ただし、希望により下見会での展示及び出品作品リストに掲載しないことも可能とする。

(6) 出品作品のコンディション  
乙は作品を甲に委託する際に、作品本体および額装・表装のコンディション（シミ、傷、修復、付属品、鑑定書等）について正確に申告しなければならない。本オークションでは、出品作品に関するコンディションレポートを、事前または事後を問わず公開しないものとする。

(7) 入札方法およびライブビッド利用に関する注意事項  
出品作品は、原則として、会場参加者、事前の書面入札による参加者、電話入札、およびライブビッド参加者によって競るものとする。

(8) 落札結果  
落札結果は非公開とする。